

あわらし市公式キャラクター「湯巡兄弟」 画像使用に係る運用マニュアル

令和6年4月

あわらし市観光振興課

○プロフィール

・湯巡権三について

2006年、あわらし町おこし団体「あわら湯けむり創生塾」の公式キャラクターとして湯巡権三が誕生しました。愛らしい見た目と“湯桶に顔がついている”という不思議な生態で、観光案内等のPRに貢献しました。活動を続けていくなかで、町おこし団体からあわら温泉をPRする存在になっていき、2011年3月にはあわら市全体をPRする「あわらおもてなしキャラクター」に就任しました。市内の各イベントに参加したり、県内外であわら市を宣伝するようになり、2024年3月16日に「あわら市公式キャラクター」に就任しました。



名 前	湯巡 権三（三男）
誕生日	8月9日
住 所	あわら市温泉1丁目1-1
お仕事	あわらの魅力をPRすること
おもてなしの心から生まれたキャラクター湯巡五兄弟の三男坊。ちよっとのんびり屋だけど兄弟一のしっかりものなので、いつもみんなのまとめ役。	

・その他兄弟について



自由奔放 国籍不明
湯巡 ピエール
(長男)



美と健康を探究する
湯巡 艶子
(長女)



やんちゃなチャリ野郎
湯巡 健二
(次男)



地元の酒と肴を愛する
湯巡 忠四
(四男)

○はじめに

湯巡ピエール、湯巡艶子、湯巡健二、湯巡権三及び湯巡忠四（以下「湯巡兄弟」という。）の画像を使用する場合には、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合を除き、必ず利用許諾申請が必要です。原則として、手書きのものについては、申請不要ですが、チラシなど不特定多数に配るようなものについては、手書きでも申請書が必要になります。湯巡兄弟の作品を展示する場合には市観光振興課にご相談ください。画像を使用するにあたって、使用料は無料です。

湯巡兄弟の著作権はあわら市が所有しています。画像を使用する場合やキャラクターを使って商品販売を目的とする場合には、次のとおり、申請書等を提出してください。詳細は「湯巡兄弟使用用途別提出資料一覧」をご確認ください。

- ・画像を使用する場合
…あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」画像使用許可申請書（様式第1号）
- ・グッズや販売物、ノベルティ等を使用する場合
…商品化権使用許可契約書（様式第3号）
- ・ラインスタンプ画像を使用する場合
…あわら市公式キャラクター「ラインスタンプ湯巡権三」画像使用許可申請書（様式第4号）
※あわら市観光協会に提出してください。また、市観光振興課には写しを提出してください。
- ・新デザインを作成したい場合
…あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」新デザイン作成依頼申請書（様式第5号）

○申請書提出及びお問合せ先の窓口について

申請書及び 問 合 せ 先	あわら市役所経済産業部観光振興課
所 在 地	〒919-0692 あわら市市姫三丁目1番1号
電 話 番 号	0776-73-8006（直通） 0776-73-1221（代表）
受 付 時 間	平日 午前8時30分から午後5時15分まで ※ただし、12月29日から翌年1月3日は休業日

○様式について

あわら市ホームページの湯巡兄弟利用申請のページからダウンロードすることができます。

湯巡兄弟利用申請のページ

<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/cityinfo/cityinfo01/cityinfo0101/p014671.html>

○湯巡兄弟の利用にあたっての注意点

- ・湯巡兄弟にセリフをつける場合には、市観光振興課までご相談ください。商品を勧めるようなセリフをつける場合は使用できません。
- ・企業とのタイアップ等で使用する場合は、湯巡権三のみとします。
- ・湯巡兄弟の画像利用の際は、原則加工・変更等（別の服を着せたりや他の被り物を被らせる、乗り物に乗せる。横向きや後ろ向き、色の変更等）はできません。使用している色等のマニュアルについては別紙のとおりとします。

○新デザイン作成について

新デザインはあわら市も使用できるという条件で作成可能です。ただし、新デザインが作成できるのは、「湯巡権三」単体、または「湯巡兄弟」として使用する場合があります。その他のキャラクター（湯巡ピエール、湯巡艶子、湯巡健二、湯巡忠四）単体での作成はできません。作成を希望する場合は、「あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」新デザイン作成依頼申請書」を市観光振興課まで提出してください。市観光振興課から湯巡兄弟の作者に連絡しますので、その後は申請者と作者でデザイン等の協議を行ってください。

新デザイン完成後は、作者にデザイン料を支払い、「あわら市公式キャラクター「湯巡兄弟」画像使用許可申請書」、「商品化権使用許可契約書（グッズや販売物、ノベルティ等に使用する場
合）」を市観光振興課に提出し、許可が出た時点で新デザインが使用可能になります。

○湯巡兄弟の使用許可条件について

1. 図柄及びカラーの場合は色の変更を認めません。
2. 図柄にキャラクター名を明記してください。
3. 使用料金は無料とします。
4. 販売目的の商品については、別途「商品化権使用許諾契約書」による契約が必要になります。
5. 使用許可の図柄、数量等については申請書のとおりとします。
6. 許可された図柄の他への転貸使用は一切認めません。
7. 申請書の内容を変更・追加するときは、改めて許可申請書を提出してください。
8. 使用許可申請書の内容に虚偽があることが判明した場合や、使用条件に違反して使用した場合、その他必要な場合には、使用条件の変更、使用許可の取り消し、使用条件の回収を求めることがあります。その際、使用条件の回収費等は、図柄を使用した方の負担とします。
9. あわら市は、損失の補償等一切の責任を負いません。
10. 使用前にはイメージ案を、使用後は、成果品を提出してください。（写真やコピーでも可）